

# 大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

何が？

## 山田村長：東海第二原発中央制御室内 “火災” は「深刻」と受け止めている

(一般質問への答弁から) 「これまで防火に対する組織風土の問題にも触れ、組織的な取組や安全確保を求めてきたにも関わらず、今回の火災が発生したことは、「深刻」であると受け止めている。今回の事象が、中央制御室での操作を発端として発生したことにより、地域住民に対して心配や不安を招く結果となったことは問題である。そのため、事業者に対しては、より徹底した「安全管理」への意識を求めると判断し、今回の要請を行った。今後、確実かつ具体的な対策を講じ、「地域住民からの信頼」を回復することが重要であると考えている」。



しかし、本来村長は、こうした深刻な事態を招いた原電に対し、「原電は東海第二原発を動かす組織風土を持ち合わせていない。危険すぎるので再稼働は認められない」との見限りが必要です。

一方、中央制御室内での火災という前代未聞ともいえる事態を引き起こした原電の現在の対応は期間をかけて「調査」や「確認」をしなければ説明できないということだらけです。「より徹底した安全管理」や「住民からの信頼回復」を期待する相手と考える事は間違いと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

## 自衛隊への個人情報提供は合法的なのか??

村の答弁：個人情報保護の観点からの配慮も重要であると考えられるので、今後、どのような対応が適切であるかを、あらためて検討する。

(一般質問でのやり取りから)

東海村 == 自衛隊が自衛官及び自衛官候補生の募集に使用する募集対象者の個人情報を紙媒体で提供。

- ◆令和6年度の提供数：募集対象者 18歳と22歳の氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報を、18歳408件(男性214件、女性194件)、22歳392件(男性214件、女性173件)で、合計が800件。
- ◆自衛隊員募集の目的：人口減少や少子高齢化が進展し募集対象者の増加が見込めない状況においても、防衛だけでなく国際平和のための活動や国内外への災害派遣を担う自衛隊員を確保する。
- ◆名簿がなぜ必要か：募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうための資料の送付に必要。
- ◆個人情報の提供は何に基づき行っているか：自衛隊法及び自衛隊法施行令を根拠とする。また、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能である等が閣議決定された。(しかし、義務ではない)

個人情報保護法第69条第1項 == 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

法令に基づく場合を除き、… 組織法である自衛隊法や同法施行令が「法令」に該当するのか、弁護士等が疑問視している。自衛隊法第97条第1項の一部事務作業に「名簿提供」は明記されていない。施行令は行政機関である内閣だけで制定できるため、国会が制定する「法令」とはいえない。

従って自衛隊への名簿提供が「法令に基づく場合」と言えるとは考えられない。

大名の主張 == 防衛省は、日本共産党の聞き取りに対し、「市町村が名簿提出しなくても不利益は生じない」と回答。住民基本台帳法は閲覧を認めているだけであり、少なくとも「提供を希望しない対象者を除外する「除外申請制度の設置」し、そして紙媒体での提供はやめて「閲覧」へと戻すのが肝要。